

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(一) 令和三年八月二十五日

## 告示

岐阜県告示第三百七十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和三年八月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 知事指定薬物の名称

1 エチル<sup>ニ</sup> (五 フルオロベンチル) 一 H インドール 三 カルボキサミド<sup>ニ</sup> 三 メチルブタノアート及びその塩類(通称五F EMB PICA、EMB <sup>ニ</sup>二〇<sup>ニ</sup>)

2 <sup>ニ</sup> (メチルアミノ) 一 (チオフェン <sup>ニ</sup>イル)プロパン 一 オン及びその塩類(通称<sup>ニ</sup> Thiophinone、k MPA)

3 <sup>ニ</sup>シクロヘキシル 一 フェニル <sup>ニ</sup> (ピロリジン 一 イル)エタン 一 オン及びその塩類(通称 PCYP)

### 二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがある<sup>と認められるため。</sup>

### 三 指定の効力が発生する日

令和三年八月二十六日

令和三年八月二十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社